

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(23年度)		-	
1,658 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(知事部局の一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6箇月以内の期間における勤務成績(業績、勤務態度、能力等)を適正に評価し「特に良好」「良好」「良好と認められない」の区分に応じて所属長が成績率を決定。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

宮 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,640 千円	27,241 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員(警察職及び教育職を除く)に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		3,770,941 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		138,581 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都千代田区	20 人	18 %	18 %
大阪府大阪市	3 人	15 %	15 %
愛知県名古屋市	3 人	12 %	12 %
宮城県仙台市	11,904 人	4.5 %	6 %
宮城県名取市	904 人	1.5 %	3 %
宮城県多賀城市	466 人	1.5 %	3 %
宮城県宮城郡利府町	417 人	1.5 %	3 %
宮城県黒川郡富谷町	413 人	1.5 %	3 %
上記以外の県内市町村	13,088 人	1.5 %	0 %
医師	34 人	15 %	15 %
特定業務任期付職員	2 人	15 %	-
特定警察官等	235 人	-	-
平均支給率		2.8 %	2.9 %

(注) 1 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成23年度における地域手当の額である。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。(特定業務任期付き職員及び特定警察官等を除く。)

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		1,692,565 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		161,289 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		38.6 %	
手当の種類(手当数)		44	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務従事手当	県税事務所に所属する職員	県税の賦課徴収業務	月額14,000円～23,000円 日額650円
社会福祉業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	生活保護, 児童福祉等	月額7,000円～12,000円 日額550円
技術者養成業務手当	職業訓練指導員	看護師, 職業訓練指導員, 農業従事者の養成	月額12,500円～26,500円
動植物等取扱手当	家畜保健衛生所等に所属する職員	家畜の病性鑑定, 農薬取締り等業務	月額13,500円～15,800円 日額250円～1,100円
船舶乗組手当	漁業取締船等に乗り組む職員	漁ろう試験, 漁業の実習指導, 取締・調査, 警備艇の操作	日額350円～2,000円
用地買収等業務手当	用地買収等業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	日額750円～950円
消防訓練業務手当	消防学校に所属する職員	救助・水防その他各種訓練	日額560円
航空手当	防災ヘリコプター管理事務所等に所属する職員	航空機に搭乗しての救助等業務	1時間1,900円～5,100円
防疫等作業手当	保健福祉事務所に所属する職員	感染症患者の救護, 家畜伝染病の防疫等	日額300円
精神障害者診察立会等業務手当	保健福祉部に所属する職員	精神障害者の護送・調査・診察・生活指導業務	日額300円～400円
有害物等取扱手当	保健福祉事務所等に所属する職員	X線の照射作業, 毒劇物の取扱い, 農薬分析	月額7,000円(X線照射) 日額300円(毒劇物, 農薬分析)
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲, 抑留, 引取り, 犬・猫の殺処分	日額350円～450円
鳥獣捕獲等作業手当	地方振興事務所等に所属する職員	傷病鳥獣の捕獲作業	日額350円
立入検査等業務手当	環境生活部等に所属する職員	公害防止のため行う施設への立入検査	日額300円
死体処理手当	警察職員等	死体の解剖補助, 清拭, 検視, 見分等	日額1,000円～6,400円
夜間看護等手当	拓桃医療療育センターに所属する職員	看護師等の深夜勤務	勤務1回2,000円～7,940円
特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	日額350円
異常圧力内作業手当	農林水産部等に所属する職員	潜水業務(漁業調査等・人命救助等)	1時間310円～1,500円
災害応急作業等手当	土木事務所等に所属する職員	異常な自然現象, 重大な災害による応急作業	日額350円～1,820円
兼務教育職員手当	公立学校に所属する職員	職務, 昼夜の課程, 通信教育に係る兼務等	月額5,500円 1時間100円～800円
夜間課程勤務手当	県立高校に所属する職員	定時制の夜間課程の勤務	月額4,000円
多学年学級担当手当	公立の小中学校に所属する職員	2以上の学年で編成された学級の授業等	日額290円～350円
入学者選抜業務手当	公立学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	日額1,000円
教員特殊業務手当	公立学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護, 修学旅行, 部活動の引率指導等	日額2,400円～6,400円

教育業務連絡指導手当	公立学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整, 指導助言	日額200円
刑事手当	刑事部等及び警察署に所属する職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕	月額11,700円
少年警察補導手当	生活安全部又は警察署に所属する職員	少年の補導等	月額7,400円
鑑識手当	刑事部等に所属する職員	犯罪鑑識の作業, 測量写真の図化作業	月額5,600円 ~ 9,300円
交通取締手当	交通部又は警察署に所属する職員	白バイ, 特殊自動車の運転, 交通取締作業	月額8,800円 ~ 11,700円
警ら手当	地域部又は警察署に所属する職員	パトカーによる警ら, 駐在勤務等の立番, 見張り等の警ら	月額7,100円 ~ 8,800円
看守手当	警務部又は警察署に所属する職員	被疑者の看守又は護送業務	月額6,500円
機械保守手当	地域部又は交通部に所属する職員	特殊な機械(通信機器)等を操作しての夜間の通信指令業務	月額3,500円
技能試験業務手当	交通部に所属する職員	路上における技能試験業務	日額230円
夜間特殊業務手当	警察職員	深夜における犯罪防止等	勤務1回580円 ~ 1,100円
交通捜査業務手当	警察職員	交通事故による重傷者の救護, 悪質・危険な違反者の捜査・取締り	日額310円 ~ 690円
術科指導手当	警察職員	けん銃操法等の指導訓練	日額300円
爆発物等取締業務手当	警察職員	爆発物・特殊危険物質等の処理等	日額640円 ~ 4,600円
緊急業務呼出手当	警察職員	勤務時間外の夜間における緊急の呼び出しを受け, 警備・交通等の業務に従事	1回1,240円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳の危険な箇所での遭難者の救助・捜索	日額600円
核原料物質等輸送警備手当	警察職員	核原料物質等の輸送警備業務	日額640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器犯罪・暴力団対立抗争事件の捜査	日額820円 ~ 1,640円
身辺警護等作業手当	警察職員	皇族・国賓等の護衛, 警護	日額640円 ~ 1,150円
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	海外においての犯罪捜査に関する情報収集	日額1,100円
犯罪被害者等支援業務手当	警務部に所属する職員	犯罪被害者の精神的負担の緩和のためのカウンセリング等	日額420円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	6,798,773 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	626 千円
支給実績(22年度決算)	4,489,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	412 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給。 最高額 139,300円	同じ		1,574,693 千円	672,084 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 410,900円	同じ		98,046 千円	3,380,897 円
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) * 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		3,108,286 千円	238,713 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 3 県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		1,703,748 千円	315,626 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～24,500円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,200円～33,000円	異なる	へき地等におかれている小・中学校、公所の勤務者の通勤の実態が、国家公務員と異なることから一部独自の手当としている。 (国の制度) 1について55,000円を限度 2のイについて使用距離(片道)により2,000円～24,500円	3,285,856 千円	131,403 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 23,000円 *ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～45,000円加算する。	同じ		154,537 千円	289,395 円
特地勤務手当等	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 支給額 (異動の日の(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2) ×支給割合(4%～25%)	同じ		167,582 千円	267,276 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		904,861 千円	159,503 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		283,739 千円	90,796 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 一般 勤務1回につき4,200円 特殊 勤務1回につき5,100円～20,000円	同じ		763,905 千円	208,319 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円	同じ		42,227 千円	59,391 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～26,380円	同じ		250,707 千円	68,313 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 最高額 8,000円			1,200,404 千円	73,455 円
産業教育手当	産業教育振興のため農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教職員等の勤務の特殊性に対して支給 支給額 給料月額 × 支給割合(3%～6%)			122,114 千円	253,875 円
定時制通信教育手当	高等学校の校長及び教員のうち定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑、困難性に応じて支給 支給額 給料月額 × 支給割合(3%～6%)			54,777 千円	217,369 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に対し、その職務の特殊性に応じて支給 支給額 給料月額 × 支給割合(8%)			47,724 千円	336,085 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			162,992 千円	119,120 円